

令和6年第2回定例会

# 新郷村議会会議録

令和6年 6月 3日 開会

令和6年 6月 7日 閉会

新郷村議会

## 令和6年第2回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和6年第1回議会定例会閉会（3月1日）後）	1
会期日程	3

### 第 1 号（6月3日）

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	6
職務のため出席した者の氏名	7
開会の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
報告第1号、報告第2号、議案第27号から議案第41号までの上程、説明	9
報告について	13
散会の宣告	13

### 第 2 号（6月6日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	15
職務のため出席した者の氏名	15
開議の宣告	17
一般質問	17
稲葉嘉浩君	17
散会の宣告	21

### 第 3 号 (6月7日)

議事日程	2 3
本日の会議に付した事件	2 4
出席議員	2 4
欠席議員	2 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	2 4
職務のため出席した者の氏名	2 5
開議の宣告	2 6
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	2 6
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	2 6
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	2 7
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	2 8
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	2 8
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	2 9
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	3 0
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	3 0
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	3 1
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	3 1
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	3 2
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	3 3
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	3 3
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	3 5
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	3 6
委員会の閉会中の継続調査について	3 7
村長挨拶	3 7
閉会の宣告	3 8
署名議員	3 9

諸般の報告（令和6年第2回議会定例会（令和6年3月1日）後）

令和6年6月3日（月）

◎ 議決結果の報告

- 3月8日、令和6年第1回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 3月21日、4月23日及び5月27日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 5月7日、三戸郡町村議会議長会臨時総会出席。
- 5月21日、全国町村議会議長副議長研修会（東京国際フォーラム）出席。

◎ 議員派遣の報告

- 3月22日、五戸地区議会議員協議会役員会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和6年3月22日

場 所 五戸町

目 的 五戸地区議会議員協議会主催による役員会

派遣議員 細川真理子、村岡和俊

- 4月25日、五戸地区議会議員協議会定時総会・研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和6年4月25日

場 所 五戸町

目 的 五戸地区議会議員協議会主催による総会及び研修会

派遣議員 横道一男、細川真理子、滝沢 仁、村岡和俊、才神幸男、永野範英、稲葉嘉浩

- 5月21日、全国町村議会議長副議長研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和6年5月21日

場 所 東京都

目 的 全国町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 細川真理子

- 5月29日、町村議会広報研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和6年5月29日

場 所 青森市

目 的 県町村議会議長会主催による議会広報研修会

派遣議員 滝沢 仁、才神幸男、稲葉嘉浩

## 会 期 日 程

### 令和6年第2回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
6 月 3 日	月	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前10時
6 月 4 日	火	休 会	議案熟考	
6 月 5 日	水	委員会	各委員会	
6 月 6 日	木	本会議	一般質問	午前10時
6 月 7 日	金	本会議	委員長報告、議案審議	午前10時

第 1 日 (6 月 3 日)

## 令和6年第2回新郷村議会定例会

令和6年6月3日（月曜日）午前10時04分開会

### 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第1号、報告第2号、議案第27号から議案第41号まで（村長提出・提案理由説明）
- 日程第 4 報告第1号、報告第2号
- 報告第1号 出資法人の決算状況の報告について  
「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」
- 報告第2号 令和5年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

---

### 本日の会議に付した事件

- 報告第 1号 出資法人の決算状況の報告について  
「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」
- 報告第 2号 令和5年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第27号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」
- 議案第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の全部を改正する条例」
- 議案第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 議案第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて



「新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例」

議案第31号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「令和5年度新郷村一般会計補正予算（第7号）」

議案第32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」

議案第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第5号）」

議案第34号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第35号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について

議案第36号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

議案第37号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結について

議案第38号 村道の路線認定について

議案第39号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案について

議案第40号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について

議案第41号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）案について

#### 出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長 櫻井雅洋君 副村長 横田堅悦君

教 育 長	岡 田 稔 君	総 務 課 長	横 道 敏 克 君
会 計 管 理 者	中 鶴 間 淳 子 君	企 画 商 工 長	桜 井 真 紀 子 君
農 林 課 長 兼 会 長 農 業 委 員 会 長 事 務 局	福 山 鋼 蔵 君	建 設 課 長	横 沢 幸 治 君
税 務 課 長	平 葭 美 幸 君	住 民 課 長	本 間 由 美 子 君
厚 生 課 長	小 沢 幸 寛 君	診 療 所 事 務 長	工 藤 勝 志 君
教 育 委 員 会 長 総 務 課	高 見 憲 一 君		

職務のため出席した者の氏名

議 事 局 会 長	福 山 徹 君	主 査	福 山 拓 史 君
-----------	---------	-----	-----------

---

### ◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和6年第2回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時04分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、滝沢仁君、才神幸男君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） おはようございます。

ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から6月7日までの5日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から6月7日までの5日間と決定いたしました。

---

◎報告第1号、報告第2号、議案第27号から議案第41号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第3、報告第1号、報告第2号、議案第27号から議案第41号までの報告2件、議案15件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和6年第2回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和6年第2回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

まず初めに、2日開催のキリスト祭が、議員皆様方や関係者のご協力によって、盛会裏に終えることができましたことに感謝申し上げる次第であります。60回の節目として、コロナ禍が5類に引き下げられたことで、従前のように村内外から多くの招待者を招き、趣向を凝らしたお祭りとなりました。情報交換会では大いに親交を深められ、有意義な一日であったと実感しております。今後もさらなる観光行政にご尽力賜りますようお願いするものであります。

今、当村のみならず、全国的に少子高齢化、人口減少と大きな課題を抱え、解決に翻弄しております。その中で、先般、消滅の可能性がある市町村として、人口戦略会議の報告書が新聞に掲載されました。一面的な指標で線引きされており、地域の努力に水を差すと全国町村会が批判する記事を読み、民間組織である人口戦略会議報告書の意図に苦慮しているところですが、推計結果を踏まえ、村づくりに施策を模索していかなければならないと思っております。

令和5年度の事業については、出納整理期間が終わり、歳出節減を基本に予算執行してまいりました。その結果、推計で剰余金が1億数千万になるものと予想しております。令和6年度の基金繰り出しは2億8,000万としており、財源状況を見極め、青森県子育て支援を活用し、物価高騰対策やワクチン接種助成、村の財政健全化を図り、基幹産業である農林畜産業振興など農業所得向上、福祉対策、教育対策、環境整備など、元気な村づくりに努めてまいりたいと思っております。

農作業は、春から比較的良好な天候に恵まれ、順調に推移しているようです。23日に田植状況調査を実施しており、90%超の進捗率でありました。今後は、良品質の農産物生産を目指し、関係機関と連携し指導に努めてまいりたいと思っております。

議員皆様には、村の発展のために特段のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました報告2件、議案15件についてご説明申し上げます。

報告第1号 出資法人の決算状況の報告については、地方自治法第243条の3第2項による出資法人である一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社の経営状況を報告するものであります。

報告については、お手元の資料のとおりでございますので、報告とさせていただきます。

報告第2号 令和5年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和5年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告であります。

報告については、お手元の資料のとおりでございますので、ご報告とさせていただきます。

議案第27号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例であります。令和6年4月1日より施行された指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、村条例の一部を改正したものであります。

議案第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の全部を改正する条例であります。令和6年4月1日より施行された指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、村条例の全部を改正したものであります。

議案第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。令和6年4月1日より施行された指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、村条例の一部を改正したものであります。

議案第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例であります。令和6年4月1日より施行された指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、村条例の一部を改正したものであります。

議案第31号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和5年度新郷村一般会計補正予算（第7号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,852万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億126万9千円といたしました。

歳入の主な内容は、10款地方交付税5,530万円、16款財産収入163万円をそれぞれ追加し、14款国庫支出金68万4千円、15款県支出金98万7千円、17款寄附金1,266万円、21款村債430万円をそれぞれ減額しております。

歳出の主な内容は、2款総務費で財政調整基金ほか4,420万6千円、10款教育費で積立金3万円をそれぞれ追加し、3款民生費で繰出金9千円、6款農林水産業費で繰出金ほか240万8千円、8款土木費で繰出金ほか34万円、11款災害復旧費で委託料ほか295万円をそれぞれ減額しております。

議案第32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳入予算の款内を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,618万6千円といたしました。

議案第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,629万円といたしました。

議案第34号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更については、令和6年度から導入された森林環境税の賦課徴収については、地方税である個人住民税均等割と併せて行うとされたため、共同処理する事務のうち市町村住民税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加えなければならないことから、青森県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第35号 新郷村税条例の一部を改正する条例案については、地方税法等の一部を改正

する法律等が公布されたことにより、本条例の一部について所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第36号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、国民健康保険法施行令の一部改正に合わせ、本条例の一部について所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第37号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結については、令和6年5月14日、指名競争入札に付した水槽付消防ポンプ自動車の購入について契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

議案第38号 村道の路線認定については、村道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

議案第39号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,494万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億724万6千円といたしました。

歳入の主なる内容は、14款国庫支出金で1,208万1千円、18款繰入金で2,286万5千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なる内容は、2款総務費、1項総務管理費で用地費300万円、3項戸籍住民登録費で行政手続オンライン化導入等委託料557万4千円、コンビニ交付システム利用料286万円、かんたん窓口システム利用料371万8千円、7項企画振興費でデジタル化整備等導入委託料260万円、デジタル化導入等利用料500万円、3款民生費、1項社会福祉費で国民健康保険特別会計への繰出金307万5千円、2項児童福祉費で出産祝金30万円、6款農林水産業費、2項林業費で新郷村猟友会補助30万円をそれぞれ追加しております。

以上が令和6年度一般会計補正予算（第1号）案でございます。

議案第40号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,036万5千円といたしました。

議案第41号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,901万9千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数字等の読み違いについては、議長において訂正くださるようお願いいたします。

---

#### ◎報告について

○議長（横道一男君） 日程第4、報告第1号 出資法人の決算状況の報告について「一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社」、報告第2号 令和5年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については報告事項であります。内容については、提案説明の際に報告されております。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議会日程は終了しました。

来る6月6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時29分)



第 2 日 (6 月 6 日)

## 令和6年第2回新郷村議会定例会

令和6年6月6日（木曜日）午前10時01分開議

### 議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

稲葉嘉浩君

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

### 出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	教育長	岡田稔君
総務課長	横道敏克君	会計管理者	中鶴間淳子君
企画商工 観光課長	桜井真紀子君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	福山鋼蔵君
建設課長	横沢幸治君	税務課長	平葎美幸君
住民課長	本間由美子君	厚生課長	小沢幸寛君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	高見憲一君

### 職務のため出席した者の氏名

議 務 局 會 長 福 山 徹 君 主 査 福 山 拓 史 君

---

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

会議に入る前に、本日は新郷小学校の6年生の児童が傍聴に来られております。新郷村議会傍聴規則では、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることはできないとの規則がありますが、本日は議長が児童の傍聴を許可いたします。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時01分)

---

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、発言を許します。

1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

新郷村の危険木の現状とその対策についてお聞きいたします。

去る5月26日に発生した熱帯低気圧は台風1号になり、5月31日には熱帯低気圧に変わったものの、山梨県富士河口湖町では28日に木が倒れ、アパートや車を直撃、車内で倒木の下敷きになった70代の男性が死亡する事案が発生しました。

豪雨や台風の気象害並びに枯損や過度な成長等により発生することが予想される、道路や住宅及び農業用施設であるハウスや作業小屋等建物への倒木被害に対し、住民の生命、財産及び地域の安全を確保するために、危険木の伐採、撤去及び処分に対してどのような対策を考えているのか。

以下のとおり質問いたします。

1、現在、新郷村が危険木と認識している木、あるいは倒木による被害が予想される箇所はどれぐらい存在するのか。

2、危険木の倒木に対して、新郷村は現状どのような対策をしているのか。

3、危険木の伐採、撤去及び処分を個人で行うにはかなりの危険が伴い、業者に委託した場合には多額の費用がかかると思うが、新郷村として補助金等の支援は考えているのか。

4、今後の危険木の倒木に対する新郷村の対策は。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

今日は、小学校6年生の生徒たちが、児童の方が傍聴に見えられております。将来このような席に来られることを期待しておりますので、十分勉強して行ってください。よろしくお願ひします。

（「はい」の声あり）

○村長（櫻井雅洋君） いい返事ですね。

それでは、1番、稲葉議員の危険木伐採支援事業等々についてのご質問にお答えいたします。

当村は、山林が大部分を占め、急傾斜地に住居が広がっている地域であります。裏山や道路においても、境界線上に木が生えております。危険木の認定はしておりませんが、雪や強風によって倒木した報告を受け、業者に早急に依頼し、除去させております。観光地内や村有地内の支障木は職員で対応しております。

一方、民有地での支障木については、所有者に周知しながら相談に応じております。支障木や危険物の伐採、撤去、処分等の助成は考えておりませんが、今後、対応について検討してまいりたいと思っております。

その他の答弁は、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（横道一男君） 建設課長。

○建設課長（横沢幸治君） 1番の稲葉議員のご質問にお答えいたします。

1番の実態ですけれども、村長答弁にもございましたように、当村は山村、山間地であるとともに急傾斜地域が住居まで広がっている地域でございます。ですので、危険木と認識している立ち木、倒木による被害が予想される箇所についてですが、全体を把握できていないところでもあります。

2番の対策ですが、現状、職員による道路の巡視、道路維持や草刈り業務において作業範囲を決めており、担当区域の建設業者からの情報提供や郵便局員、郵便局配達員からの情報提供を基に、現地確認をした上で建設業者へ依頼、または、職員でできる範囲で対応しております。

また、個人の敷地からはみ出ている場合は、所有者へ連絡し、個別対応してもらおうこととしております。

ほかに、電線、控え線等に危険木や倒木が見られた場合は、電力・電話会社へ連絡して、撤去してもらっている状況です。

3番の支援についてですが、近隣自治体の動向をうかがいながら検討していきたいと思いません。

4番の今後の対策ですが、2番でお答えしたとおり、引き続き、職員での道路巡視、建設業者からの情報提供や郵便局配達員からの情報提供を基に、現地確認をした上で建設業者へ依頼、または、職員で対応できる範囲で対応していきたいと思いません。

同様に、個人の敷地からはみ出ている場合は、所有者へ連絡し、個別対応してもらおうよう働きかけていきたいと思いません。

以上、稲葉議員への答弁といたします。

○議長（横道一男君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） 結局は、現状は把握し切れていないということですね。あとは、業者とか個人とか、その情報に頼っていると。こちらのほうで、村のほうから、ここは危ないですよというような状態ではないということですね。

地球温暖化もあって、世界中で異常気象が続いています。日本も例外ではなく、極端な豪雨や台風被害が発生しています。もし隣の家に大きな樹木が台風により倒木し、自分の家が破壊されたら、隣の住民に損害賠償請求することはできるのでしょうか。自然災害は不可抗力とも考えられるので、自分の家が被害に遭った場合にどうすればいいのか心配という人も多いと思いません。

民法717条では、「1項、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が被害の発生を防止するために必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。2項、前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する」とあります。

倒木によりけがを負わせた場合、不法行為による損害賠償請求がされる可能性があります。ただ、自然災害で木が倒れた結果、隣家に損害が生じた場合、所有者に防御がないのであれば、責任は問われません。しかし、木の栽植または支持に瑕疵がある場合には、占有者または所有者は損害賠償しなければなりません。つまり、倒木の危険があることを知りながら放置してい

たなどの瑕疵がある場合には、占有者並びに所有者は、被害者に対してその損害を賠償しなければならないということです。

また、倒木まで至らなくても、隣家の枝が自宅の敷地まで入り込んだり、道路へはみ出したりして危険ということもあります。このような場合でも、民法233条第1項では、勝手に枝を切ってしまうことは許されません。民法では、隣地の竹木が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができると規定されています。勝手に切ってしまった場合、民法上は、不法行為に基づく損害賠償請求がなされる可能性があります。また、刑事上は、器物破損罪が成立する可能性もあります。

電線や電話等の通信ケーブルにかかる木や枝については、当事者である企業が処理しています。先ほどの一般質問の通告でも述べましたが、危険木の伐採、撤去及び処分を個人で行うにはかなりの危険が伴い、業者に委託した場合には多額の費用がかかります。

新郷村は高齢化しています。高齢者が無理をして、木やはしごから転落してけがをしている例は時々発生しています。住民の生命を守り、隣人トラブルを事前に防ぎ、地域の安全・安心のためには、新郷村として補助金等の支援を考えるべきだと思いますが、村長はどうお考えですか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今、稲葉議員の指摘したとおり、当村においては高齢化が進んで、独居老人等々、独りで対処できない、そういう住民が多くいるのは承知しておりますが、先ほど法律で述べたとおり、やっぱり民有林に関しては、なかなか、村といえども手を出せない。

ただ、相談は可能だと思うんですよ。その辺をこれから検討していかなければならないし、また、今現在、その被害を被った場合の、周辺の町村等において、まだ規制……何というんですか、法律化というんですか、条例化しているところはないんですが、たしか八戸がそういう条例化しているという情報は得ておりますが、がしかし、今までに一回もそれをやったことがないと。行使したことがない。その辺が非常に大変だと思うんですよ。全て村が全部やるのかというふうになると、危険木だけでなく空き家もそうなんですけれども、そういうふうなことをこれから皆さんと共に検討していかなければならない事項だなというふうに考えています。以上です。

○議長（横道一男君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） 今、民有林についてはなかなか手が出せないというか、相談は受けるというような感じですが、こういう、今言ったことを、条例化であれ、あと、こういう申請す

れば支援があるんですよ、補助があるんですよということになれば、住民のほうから、ぜひお願いしたいという声が上がってくると思いますので、そこは、やっぱりこちらのほうから、行政のほうからも声をかけていくべきではないかと思います。

例えば、役場や学校等の公共施設に隣接する私有地に存在する危険木が、その敷地あるいは建物等施設に被害を及ぼす場合もあります。また、村長も日頃から述べていますが、新郷村一番の基幹産業である農業の施設であるハウスや作業小屋等に被害を及ぼす場合も考えられます。

あるいは、先ほど村長、言いましたけれども、隣地が空き家になっている私有地に危険木が存在する場合、国土交通省では、空家対策の推進に関する特別措置法、通称空家特措法に関する適切な実施を図るために必要な指針として、「特定空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予想される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況にあるか否か等により判断する。その際の判断基準は一律とする必要はない」ということで言っています。

今回取り上げた危険木の対策について、村長は、そういうのは、八戸は取り組んでいて、ほかにはないみたいなことをおっしゃいましたけれども、全国の各自治体で様々な施策を条例化しています。

新郷村には危険木に対する条例はないということですが、私は、以前、消防水利の整備に関する一般質問の際に、全ての防災は事前対策にあり、安全・安心は準備に比例すると述べさせていただきました。この危険木の件、空き家を含めた新郷村の現状をより詳細に把握するとともに、新郷村の地域に即した対策、支援、そして条例の制定も視野に入れて、住民の安全・安心に努めていただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時17分)



第 3 日 (6 月 7 日)

## 令和6年第2回新郷村議会定例会

令和6年6月7日（金曜日）午前10時01分開議

### 議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第27号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 2 議案第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の全部を改正する条例」
- 日程第 3 議案第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 4 議案第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 議案第31号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「令和5年度新郷村一般会計補正予算（第7号）」
- 日程第 6 議案第32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」
- 日程第 7 議案第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
「令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第5号）」
- 日程第 8 議案第34号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第35号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について

- 日程第10 議案第36号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第37号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結について
- 日程第12 議案第38号 村道の路線認定について
- 日程第13 議案第39号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案について
- 日程第14 議案第40号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第15 議案第41号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

### 本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

### 出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工 観光課長	桜井真紀子君
農林課長 兼農業委員会 事務局長	福山鋼蔵君	建設課長	横沢幸治君
税務課長	平葎美幸君	住民課長	本間由美子君
厚生課長	小沢幸寛君	診療所事務長	工藤勝志君

教育委員会 高見憲一君  
総務課 会長

職務のため出席した者の氏名

議事 局長 福山 徹君 主 査 福山拓史君  
事務局 会長

---

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時01分）

---

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第1、議案第27号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第27号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は承認することに決定しました。

---

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第2、議案第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の全部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第28号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第3、議案第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第29号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第4、議案第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第30号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第5、議案第31号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和5年度新郷村一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第31号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第6、議案第32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第32号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。



したがって、第32号は承認することに決定しました。

---

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第7、議案第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第33号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は承認することに決定しました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第8、議案第34号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第9、議案第35号 新郷村税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第10、議案第36号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第11、議案第37号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第12、議案第38号 村道の路線認定についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第13、議案第39号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝沢仁君。

○6番（滝沢 仁君） 歳出、2款総務費、1項総務管理費、公有財産購入費の300万について質問いたします。先日行われた全員協議会でも説明がありましたが、ちょっと私、そのときの説明では分からない部分が多くて、再度質問させていただきます。

空いている土地を買うと。今後の活用については考えていない。民間に買われれば困るのでという村長の説明でしたが、いま一度、もっと、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今のところ利用するという計画はないんですが、あそこの駐車場が道路に駐車していると。ですから、少し駐車場等々もこれから考えなければならぬのかなと思いますし、また、これからの新郷温泉館のほうの改修工事の関係もどういうふうになるかわかりませんが、その辺を見ながら、うまく利用できればなということで、一応、購入することで契約する予定でございます。

以上です。

○議長（横道一男君） 滝沢仁君。

○6番（滝沢 仁君） 用途は決まっていないと。ただ、温泉館の改修があつてという答弁がありました。じゃ、ここに上物を建てることも考えているということになるのでしょうか。ということになりますと、今定例会で、全協でも説明がありませんでしたし、かなり難しい判断を今しなければいけないということになれば、私もすごくあれなの。とんでもない金額がかかっていくものと、温泉館のどうのこうのということになれば、何億という金額がかかっていくことにつながることになるのであればという危惧をしながら、今、質問したところでありましたが、それを含めてなのか、もう一度、説明をお願いします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 前にも皆さんと一応協議しましたけれども、新郷温泉館のほうがもう老朽化激しいということから、どういうふうにすればいいのかということを経験はしておりますが、まだ具体的にこうするという段階に来ていないと。

でも、やはり村民の、その福祉関係を維持するためにはなくてはならないものだから、建て替え、そこに建てるのかそういうことでなくて、まだこれから十分議論しながら、じゃ、どういうふうにするかということを検討していかなければならないことなので、がしかし、その土地については、そういうふうなもろもろのことも考えながら、今現在、先行投資したというふうな形でございます。

○議長（横道一男君） 滝沢仁君。

○6番（滝沢 仁君） じゃ、今のところは建てる予定はないけれども、土地を取りあえず押さえておくという認識で間違いはないでしょうか。

また、先ほど村長、建て替えも含めという話もありましたが、我々、今定例会が任期最後な

ものです。今後、選挙の結果には、選挙の結果ありまして、どういうふうなメンバーに、私もここにいるかも分かりませんし、今後新しい議員の方々に引き継がれるものかと思いますが、まず、その建て替えることも決まっているわけでもない。でも、まず土地は買っておくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 滝沢議員の言うとおりに、先行投資するということで、具体的なものはまだこれから皆さんと協議をしながら進めていかなければならないことだし、先ほど言いましたように、建て替えるとなると莫大な金額がかかりますので、私一人の判断では決められるものではないですし、皆さんと協議しながら進めていかなければならないものと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第14、議案第40号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第15、議案第41号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（横道一男君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

（午前10時24分）

---

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 議長のお許しを得ましたので、一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

去る3日から始まった今定例会にご提案申し上げました全ての議案、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

会期中、議員皆様から寄せられたご意見、ご要望等については、村政に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

そして、ご承認された議案内容については、適切かつ円滑に運用し、予算執行に当たっては、歳出抑制を心がけながら、限られた予算で最大の効果を生み出すよう努めてまいりたいと思っております。

そして、議員皆様方の任期は7月28日をもって満了となります。今回の定例会が最後の議会となりました。議員の皆様には、この4年間、行政に対し、さらなる村発展のためにご指導やご協力をいただいたことに対し、心よりお礼と感謝を申し上げます。



私自身も、議員の皆様方にはご迷惑をおかけした点、多々あったと思います。そういった中で、励ましの言葉やご指導、ご協力をいただき、何とか村政運営に携わってることができました。おかげさまで、今では、村も県内外に誇れるような位置づけとなりました。これもひとえに議員皆様方の議員活動のたまものであり、今後においても必ずや新郷村発展のために活かされていくものと思っております。

議員の皆様方は間もなく選挙戦が始まります。新型コロナウイルスが終息しておりませんが、体調管理には十分気をつけ、再びこの議場で会えることを心からお待ち申し上げ、この4年間、行政を温かく支え、ご指導くださったことにお礼と感謝を込め、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和6年第2回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年8月29日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 滝沢 仁

署 名 議 員 才神 幸男